

令和6年度 廿日市市廃棄物減量等推進審議会 次第

開催日時：令和7年1月16日（木）9：30～11：30

開催場所：はつかいちエネルギーグリーンセンター4階会議室

1 開 会 開会挨拶

2 委員の紹介 資料1

3 審議 第3次廿日市市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) プラスチックの資源循環について（重点施策） | 資料2・別紙1 |
| (2) 食品ロスの削減について（重点施策） | 資料3 |
| (3) し尿及び浄化槽汚泥の廿日市浄化センターでの処理について（重点施策） | 資料4 |
| (4) 各施策の進捗状況及び評価について | 資料5・6 |

4 その他

5 閉会

【配布資料】

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ○ 廿日市市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿 | 資料1 |
| ○ プラスチックの資源循環について | 資料2 |
| ○ 食品ロスの削減について | 資料3 |
| ○ し尿及び浄化槽汚泥の廿日市浄化センターでの処理について | 資料4 |
| ○ 施策評価一覧表 | 資料5 |
| ○ 施策管理シート（ごみ・生活排水） | 資料6 |
| ○ 別紙1 | |

プラスチック使用製品廃棄物の 資源化について

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

目 次

1	背景	P2
---	----	----

2	現状	P3
---	----	----

3	資源化品目の拡大内容	P4
---	------------	----

4	スケジュール	P6
---	--------	----

1. 背景

海洋プラスチック問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的な資源循環体制を強化する必要があることから、令和4年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラスチック新法)が施行された。

同法では、地方公共団体の責務として、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されている。

この法律の施行を受け、本市では令和4年度に策定した「第3次廿日市市一般廃棄物処理基本計画」で「プラスチックの資源循環」を重点施策のひとつに位置づけ、プラスチックの資源化を推進することとしている。

■プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

(地方公共団体の責務)

第6条 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■第3次廿日市市一般廃棄物処理基本計画（重点施策）

「プラスチックの資源循環の推進」を目的として、容器包装プラスチックの収集品目の拡大や製品プラスチックの資源化の検討及び再生プラスチック製品の積極的な利用の推進を行います。

2. 資源化品目の拡大内容

(1) 現状

プラスチック使用製品廃棄物については、ペットボトル、白色トレイ、卵パックなど7品目に限定して、資源ごみとして白色の指定ごみ袋で排出され、2週間に1度、収集している。

7品目以外のプラスチック使用製品廃棄物は可燃ごみとして排出され、焼却処理を行っている。

(2) 資源化品目の拡大内容

① 「プラマーク」がついているすべての容器包装プラスチック

② 製品プラスチック（プラスチックの単一素材が対象。金属との複合物については資源化品目の対象としない。）

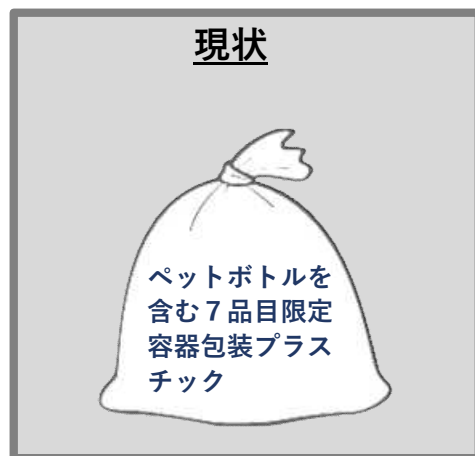
(3) 資源ごみとして回収を行う主なプラスチック使用製品廃棄物

マーク	収集品	代表的な品目
	ペットボトル	①清涼飲料水の容器 ②しょうゆ、みりんの容器など
	容器包装プラスチック 「プラマーク」がついている すべての容器包装プラスチック	①レジ袋、衣料品、園芸用品等の袋 ②菓子の外装袋 ③菓子の容器 ④マヨネーズ、ケチャップなどのチューブ ⑤洗剤、シャンプー、園芸用品などの容器 ⑥食品油、ソース、カップ麺などの容器 ⑦ペットボトルのフタ ⑧発泡スチロール ⑨肉・魚・野菜・果物などのトレイなど
—	製品プラスチック 「プラマーク」がついていない プラスチックのみでできた製品	①プラ製ハンガー ②クリアファイル ③おもちゃ ④歯ブラシ ⑤ストロー ⑦スプーン、フォーク ⑧バケツ ⑨タッパー ⑩植木鉢等園芸用品など

3. 資源化品目拡大に伴う分別収集方法(案)

分別	分別後の処理工程も踏まえ、わかりやすく、嵩張るペットボトルとその他のプラスチック使用製品廃棄物の2分別で排出、収集する。
排出方法	資源ごみとして指定袋で排出する。
収集頻度	ペットボトルはこれまでどおり、2週間に1回資源ごみの日に、その他のプラスチック使用製品廃棄物については、新たに収集日を追加し、週1回をベースに、地域にあった収集頻度を検討する。

(1) 分別の比較



(2) 収集スケジュール案（例）

現行

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
						可燃
3	4	5	6	7	8	9
		埋立 剪定枝	可燃			可燃
10	11	12	13	14	15	16
		資源	可燃			可燃
17	18	19	20	21	22	23
		大型 小型複雑 有害	可燃			可燃
24	25	26	27	28	29	30
		資源	可燃			可燃

資源ごみ

ビン、缶、布、紙
プラスチック(7品目限定)

資源化品目拡大後

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
						可燃
3	4	5	6	7	8	9
		埋立 剪定枝	可燃	プラス チック		可燃
10	11	12	13	14	15	16
		資源 ペット ボトル	可燃	プラス チック		可燃
17	18	19	20	21	22	23
		大型 小型複雑 有害	可燃	プラス チック		可燃
24	25	26	27	28	29	30
		資源 ペット ボトル	可燃	プラス チック		可燃

資源ごみ

ビン、缶、布、紙、ペットボトル

プラスチック

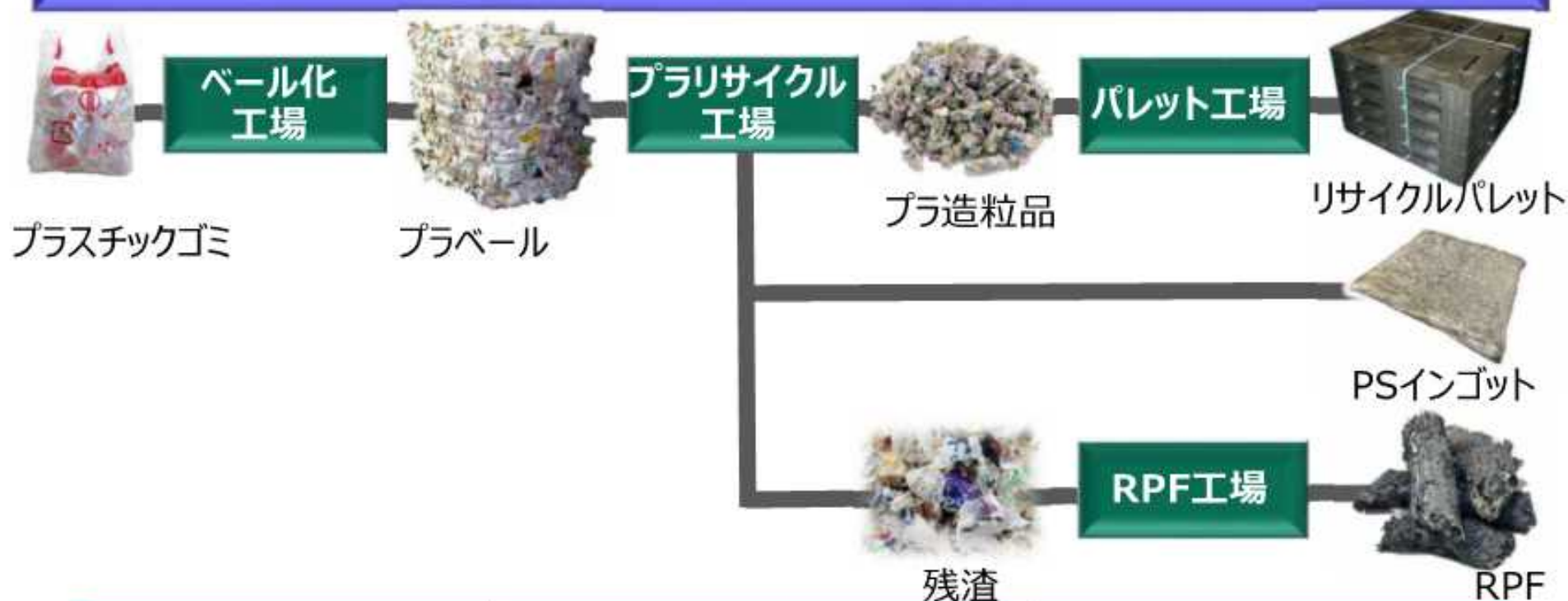
その他プラスチック使用製品廃棄物

4. スケジュール

	2025	2026	2027	2028	2029
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
1 第 3 次 廿日市市一般廃棄物処理基本計画					
計画期間	← 前期計画			→ 後期計画	
			計画の見直し (分別の変更案)		
2 施設整備					
プラスチック一時保管庫の 整備工事					
3 広報・説明					
広報・説明					

資源化
スタート
予定

プラスチックは選別・造粒等の工程を経て材質ごとにリサイクル製品化



リサイクル種類	主仕様	向け先
造粒品	PP/PE主体 Φ10mm	パレット原料
リサイクルパレット	□1,100mm 18kg	物流、倉庫
PSインゴット	正方形250mm×250mm	樹脂メーカー（ペレット化）
RPF	Φ32×100mm	製紙会社（固形燃料）

食品ロスの削減について

1 第3次廿日市市一般廃棄物処理基本計画での位置づけ

- (1) 基本方針2…3R（リデュース・リユース・リサイクル）+Renewable（リニューアブル）の推進
- (2) 基本施策1…リデュースの推進
- (3) 重点施策1…食品ロスの削減

2 食品ロスの現状

<国内>

令和4年度における食品ロスは、家庭系・事業系を合わせて約472万tと推計される（家庭系約236万t、事業系約236万t）。前年度と比較すると、事業系は43万t減少しているのに対し、家庭系は8万tの減少に留まっている。

<廿日市市>

令和5年度に実施した家庭系燃やせるごみの組成調査において、燃やせるごみ16,483tのうち約1,070t（約6.5%）が「食べ残し」や「手つかず食品」などの食品ロスであると推計された。

3 令和6年度の食品ロス削減に係る主な事業

- (1) 事業者へのアプローチ

「廿日市市食品ロス削減協力店登録制度」の開始

食品ロス削減の取組を実施している飲食店や小売店などの事業所を市が認定・PRする「廿日市市食品ロス削減協力店登録制度」を令和6年7月から開始し、令和6年11月末時点で25店舗が申請・登録している。令和6年度は、市民の目に触れやすい大型のスーパーやコンビニエンスストアをメインターゲットとして、個別に案内を送るなど積極的に募集を実施。登録店舗には廿日市市オリジナルの認定ステッカーやポスター、てまえどりポップを配布し、店内に掲出することで市全体で食品ロスに取り組むことをアピール。



<啓発ポスター>



<てまえどりポップ>



<認定ステッカー>

(2) 家庭へのアプローチ

① 「はつかいち mottainai 大作戦」サイトのオープン

令和6年9月に、食品ロス（循環型社会推進課）、地産地消（農林水産課）、はつめし（商工会議所）の3つの廿日市市の「食」に関する情報を集約した特設サイトをオープンさせ、一体的に市民へのPRを行っている。サイトでは「廿日市市食品ロス削減協力店」の登録店舗の一覧紹介や、個別の店舗の特集記事の掲載を行い、市民に広く周知し、環境に配慮した店舗としてイメージアップに貢献する。また、食品ロス削減についての啓発や、イベント情報の発信などを行っている。



② 啓発動画の制作

食品ロスの基礎知識や、市民が日常の中で簡単に実践できる食品ロス削減の取組について、わかりやすく印象に残る動画を作成し、SNSなどで発信する。

③ イベント

多数の市民が集まる場所や催しで、食品ロスに関するイベントを実施。

- ・ ゆめタウン廿日市「ゆめはつ FESTIVAL」への出展（令和6年9月21日）

食品ロスに関するクイズやフードドライブを実施するとともに、参加者に規格外品の果物を活用したジェラートを贈呈。

- ・ ゼロカーボン推進課主催の「はつかいち環境フェスタ 2024」への出展（令和6年10月26日）
食品ロスについて学べる体験型のクイズや、食品ロスの削減をテーマにしたヒーローショーを実施。

④ フードドライブの推進

- ・ 循環型社会推進課の窓口でのフードドライブの受け付け。
- ・ 「はつかいち環境フェスタ 2024」でフードドライブを実施（12人から87個（約16kg）の食品の寄贈を受け付け）。
- ・ フードドライブの実施を周知するチラシの作製。イベントや出前講座、ごみ処理施設へ見学に来られた小学生に配布。

4 令和7年度実施予定の事業について

- (1) 廿日市市食品ロス削減協力店登録制度の拡充
- (2) 「はつかいち mottainai 大作戦」サイトへの記事の掲載
- (3) フードドライブの推進
- (4) 事業者、学生との連携

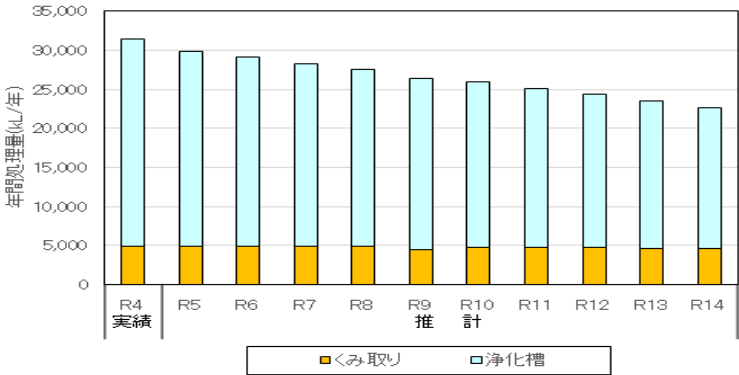
1.処理の現状

A：廿日市衛生センター（し尿処理場）

廿日市市内（宮島地域を除く）で排出される、し尿や浄化槽汚泥の処理しており、令和4年度の処理量は約31,400KLとなっている。

今後、し尿及び浄化槽汚泥の量は下水道の整備により、徐々に減少するものと見込んでおり、令和10年度の処理量は、約25,900KLと現在よりも約17.5%減少すると推計している。

また、当該施設は施設の更新・建替時において、仮設施設及び工事関連の用地確保について検討が必要である。



B：廿日市浄化センター（下水処理場）

公共下水道の廿日市処理区域内の汚水を処理。

廿日市浄化センターの現有処理能力は24,140m³/日で、流入水量は日最大約17,000m³/日で処理を行っており、処理能力に余裕がある。



2.課題

（廿日市衛生センターの老朽化）

平成13（2001）年に供用した施設であり、20年以上経過しているため老朽化が進んでおり、更新・建替を検討する時期を迎えている。

建物のひび割れ



貯留槽の腐食



（用地の確保）

廿日市衛生センターは敷地に余裕がなく建物等が配置されているため、更新・建替する施設の用地確保や仮設スペースの確保が困難である。

また、隣接する「はつかいちエネルギークリーンセンター」についても、敷地に余裕がなく、更新・建替する施設の用地確保は困難である。



3.令和6年度事業及び今後のスケジュール

- 【令和6年度】基本設計を実施
- 【令和7年度】詳細設計を実施
- 【令和8～10年度】受入施設の工事 → R10年度末の供用開始予定。

項 目		R05 (2023)	R06 (2024)	R07 (2025)	R08 (2026)	R09 (2027)	R10 (2028)	備 考
し尿等受入検討		→						
基 本 設 計			→					
詳 細 設 計				→				
受入施設の 工 事	土木・建築				→	→		
	機械・電気					→	→	
供 用 開 始							●	供用開始

基本施策に応じた実施内容、実施状況及び効果

評価基準

実施状況	達成状況を 0～3 の四段階で評価（「3」に近いほど達成率は高い。未実施のものは「0」と表示。）
効果	施策の実施による効果を A～C の三段階で評価（Aに近いほど効果は高い。未実施の施策や効果が目標値と結びつかない施策については「－」と表示。）

ごみ

施策 No.	実 施 内 容	実施状況	効果
施策 1－1	市ホームページ、広報はつかいち、ごみ分別アプリ、FMはつかいちを活用し、ごみの発生量の現状を周知するとともに、減量化や資源化、適正処理に関する情報発信の実施します。	3	A
施策 1－2	ごみの分別や市が取り組んでいるごみ減量化・資源化施策に関する情報について、出前講座を開催します。	2	A
施策 1－3	リサイクルに対する市民の認識を高めることで、ごみの減量化につなげます。	1	A
施策 1－4	DXを活用したごみ減量化施策を検討します。	0	－
施策 1－5	環境イベントや施設内でポスター啓発、減量化に関する機材等を展示します。	0	－
施策 2－1	大量排出事業者に対し、減量化の協力要請を行います。	0	－
施策 2－2	排出事業者に対し、市ホームページ等を活用してごみの減量化方法等の啓発を実施します。	2	A
施策 2－4	事業系マニュアルの必要に応じた更新を実施します。	3	A
施策 3－1	ごみ分別アプリの内容を最新の情報に更新し、ごみ分別早見表、ごみ分別ポスター及び事業系マニュアルについて、必要な市民・事業者が市のホームページで確認可能にします。	3	A
施策 3－2	市外からの転入者等に対し、転入届提出時にごみ分別早見表及びごみ分別ポスターを配布します。	3	A
施策 3－3	外国語版のごみ分別ポスターを作成します。	3	A
施策 3－5	地域や事業所の要請に応じ、ごみの分別、減量化に関する出前講座を開催します。	2	A
施策 6－2	フードドライブの実施方法等を検討し、実施に向けて取り組みます。	3	A
施策 6－3	食品ロス削減に向け、他事例の取組を調査し、施策を検討、実施します。	2	B
施策 6－4	食品ロスの削減に向けて取り組んでいる事業者を募集し、事業者名や実施内容などを公表します。	0	－
施策 6－5	食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に向けた各種取組を推進します。	0	－
施策 6－6	組成調査を定期的に実施し、食品ロスの発生量の把握に努めるとともに、市民に対して、調査結果を公表します。	3	A
施策 7－3	ペットボトルを削減するため、給水スポットの設置を検討します。	3	B
施策 8－1	電動生ごみ処理機、コンポスト容器やキエーロなどの非電動生ごみ処理機の購入を希望する市民に対し、購入費の一部を補助します（上限3万円、購入金額の1/2）。	3	A
施策 8－2	電動生ごみ処理機、キエーロによる減量効果を、イベントでの実演やホームページなどを通じて紹介し、活用を促進します。	3	A
施策 9	環境イベントでバザーやフリーマーケットの開催を検討します。	0	－
施策 10－1	市民や事業者が実際に取り組んでいるリユースに関する活動や製品等に関する情報を発信します。	0	－
施策 10－2	リユース、リサイクルに関する講座やイベントを開催します。	1	B
施策 11－1	子ども会・町内会等が実施する資源回収活動に対して報奨金を交付します。	1	B
施策 11－2	広報やホームページなどを通じ、資源回収活動を実施する新たな活動団体の登録を促します。	3	B
施策 12－2	事業系ごみの許可業者を対象とし、はつかいちエネルギーセンターで展開検査を行い、展開検査の結果を踏まえ、排出事業者に対してごみの排出状況を周知する。展開検査時には、処理不適物の混入の有無もあわせて確認します。	3	B
施策 13－1	地域清掃やボランティア活動で発生した剪定枝を、剪定枝破砕車両等の派遣を行い回収、資源化します。	1	B
施策 13－3	環境イベント等で剪定枝の破砕を実演します。	3	B
施策 14－1	はつかいちエネルギーセンターで小型家電製品を回収します。	3	B
施策 14－2	民間事業者と連携し、市役所等での小型家電製品の拠点回収を行います。	3	B
施策 14－3	民間事業者と連携し、小型家電製品の宅配便回収を促進します。	3	B
施策 15－1	国の動向や自治体での先進的な事例を参考に、容器包装プラスチックの収集品目の拡大や製品プラスチックの収集、資源化について検討し、実施に向けて取り組みます。	1	B
施策 15－2	プラスチックごみの資源化に向けて、はつかいちリサイクルプラザの更新や改修を含め、今後のあり方や民間事業者との連携などについて検討します。	3	B
施策 16－1	リサイクルに関する新技術の調査や先進自治体の事例等を踏まえ、新たな品目のリサイクルについて検討します。	0	－
施策 17－1	市のボランティア清掃用ごみ袋にバイオマスプラスチックの導入を検討します。	3	A
施策 17－2	市の有料指定ごみ袋にバイオマスプラスチックの導入を検討します。	2	A
施策 18－1	大型ごみをごみ置場へ持ち出すことが困難な世帯のごみ出しを支援します。	1	－
施策 18－2	ごみ出しを行うことが困難な高齢者や障がいがある方などを対象とし、ふれあい収集（大型ごみ以外のごみを自宅の玄関先で収集）を行います。	3	－
施策 18－3	施設の集約により直接搬入が不便となった佐伯・吉和地域の住民を対象として、佐伯クリーンセンター跡地で拠点回収を実施します。	3	－
施策 19－1	収集運搬許可業者に対し、定期的に許可更新検査を行います（2年に1回実施）。	3	－
施策 19－2	収集運搬許可業者に対し、定期的に作業計画書及び標準車両運行計画書の提出を求めます（2年に1回実施）。	3	－
施策 20－1	跡地利用に関して利用方法を検討し、方針を決定します。	3	－
施策 20－2	跡地の利用方法の検討結果を踏まえ、解体・撤去工事を行います。	0	－

施策 2 1 - 1	はつかいちエネルギーグリーンセンターでの受入品目の拡大や受入時間の延長等、施設の利便性の向上に向けた検討を行います。	2	—
施策 2 1 - 2	はつかいちエネルギーグリーンセンターでのキャッシュレス決済の導入に向けた検討を行います。	2	—
施策 2 2 - 1	はつかいちリサイクルプラザについて、資源化の方法などを踏まえ、設備の改修や施設の更新など、今後のあり方を検討します。	2	—
施策 2 3 - 1	ごみの排出抑制や資源化に取り組み、最終処分場の延命化を図ります。	3	A
施策 2 4 - 1	平成28年3月に策定した「廿日市市災害廃棄物処理計画」を改訂します。	3	—
施策 2 5 - 1	県及び警察と合同で不法投棄箇所を巡回します。	3	—
施策 2 5 - 2	監視カメラ設置の要望が挙がった地域に対して、監視カメラの設置費用の補助や不法投棄防止看板の配付を実施します。	3	—
施策 2 5 - 3	定期的に不法投棄調査パトロールを実施します。	3	—
施策 2 6 - 1	在宅医療廃棄物の適正処理に関するパンフレットを作成し、出前講座や啓発講座の開催時に配布します。	0	—
施策 2 7 - 1	希望する町内会等に対して、資源ごみ持ち去り禁止看板を配付します。	3	—
施策 2 8 - 3	危険なごみの安全な処理方法を検討します。	3	—

生活排水

施策 No.	実 施 内 容	実施状況	効果
施策 1 - 1	市民・事業者へ、生活排水処理の必要性を周知し、情報提供を行うため、定期的に広報誌及びホームページへの掲載を行います。	3	B
施策 2 - 1	広報誌やホームページに水洗化の必要性を掲載し、下水道接続促進補助制度や合併処理浄化槽設置整備補助事業等について、周知することで、下水道への早期接続や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	3	B
施策 2 - 2	くみ取りトイレや単独処理浄化槽利用者に対して、文書により合併処理浄化槽への転換を促進します。	3	B
施策 2 - 3	下水道の日には、啓発用品の配布や市民ロビーへのパネル、ポスター展示等で啓発を行います。	0	B
施策 4 - 1	清掃業者に対し、適正な汚泥の引き抜きが確実に行われるよう指導していきます。	3	—
施策 5	くみ取りトイレや浄化槽基数、し尿・汚泥の排出状況等を注視し、安定したし尿・汚泥の収集・運搬が行えるよう必要な対策を講じます。	3	—
施策 6	し尿・汚泥の排出状況を注視し、し尿処理施設での安定処理に支障をきたさないように、適切な収集・運搬が行えるように許可更新検査（2年に1回）時に収集・運搬業者を指導します。	3	—
施策 7 - 1	廿日市衛生センターの機能を保全するため、定期的に精密機能検査を実施し、安定したし尿・汚泥の処理を継続して行います。	2	—
施策 7 - 2	処理コストの削減を目的に、効率的な処理方式について検討します。	2	—
施策 7 - 3	施設保全計画等を立案し、計画的に設備を補修・更新することで、今後も適正処理を継続していきます。	3	—
施策 8	廿日市衛生センターの老朽化への対策やし尿処理のコスト低減、ゼロカーボンシティを目指すことを目的として、下水道処理施設への投入施設の整備等について検討します。また、整備検討の際には、瀬戸法改正による水質管理についても対応を検討します。	2	—
施策 9 - 1	衛生的にし尿の収集・処理が継続できるようにパキューム車を確保します。	0	—
施策 9 - 2	希望する町内会等に対して、資源ごみ持ち去り禁止看板を配付します。	0	—
施策 9 - 3	仮設トイレの不足が想定されるため、事前対策として災害時における仮設トイレ等の設置体制の整備を検討します。	0	—